

令和5年第5回中津川市議会「定例会」
一般質問通告表

令和5年12月8日(金)・11日(月)

質問日	順序	質問事項	質問者	答弁を求める者	発言所要時間 (質問方法)
12月8日	1	1. 災害に備えるまちづくりについて 2. 農業振興におけるDXの取り組みについて	松崎 誠	市長 総務部長 定住推進部長 農林部長 教育長 教育委員会事務局長	30 (一問)
	2	1. 市民参加の市政をめざして 2. 介護の充実について 3. 中津川市のパートナーシップ宣誓制度の策定について	木下 律子	市長 総務部長 市民福祉部長	40 (一問)
	3	1. 中津川市のこども政策について	小池 菜摘	市長 市民福祉部長 定住推進部長	20 (一問)
	4	1. GIGAスクールの現状について 2. 中津川駅前周辺の今後について	田口 文数	市長 教育長 教育委員会事務局長 商工観光部長	30 (一問)
	5	1. 高齢者の介護について	鷹見 信義	市長 市民福祉部長	20 (一問)

12 月 11 日	6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放課後児童クラブ（学童保育）の設備と設置状況について 2. 病児保育について 3. 小中学校の給食費無償化について 	田中愛子	市長 市民福祉部長 教育長 教育委員会事務局長 消防長	40 (一問)
	7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国土調査事業について 	宮嶋寿明	市長 総務部長 建設部長	20 (一問)
	8	<ol style="list-style-type: none"> 1. アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）について 2. エンディングサポート事業について 3. 帯状疱疹ワクチン接種の費用助成について 	糸魚川伸一	市長 市民福祉部長 環境水道部長 病院事業部長	25 (一問)
	9	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ処理の広域化について 2. 坂下診療所の民営化について 	黒田ところ	市長 総務部長 環境水道部長 病院事業部長	40 (一問)
	10	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業振興について 	園原武嗣	市長 農林部長 教育長 教育委員会事務局長	20 (一問)

1 災害に備えるまちづくりについて

基本理念 やすらぐ自然につつまれたまち中津川の防災・減災について

全国各地で自然災害により大きな被害が発生しており、当市においても他人ごとでは済まされない状況が来ることを想定して、後期事業実施計画と中津川市地域防災計画(令和5年3月改訂)について伺います。

(1)総合防災訓練について

- ① 後期事業実施計画の総合防災訓練を実施した自主防災会の率とは実施率のことですか。(表1)
- ② 自主防災会239組織のうち、令和5年度の実施率を伺います。(表2)
- ③ 一つの組織の大きさの違いは、人数に例えればどの位なのかを伺います。(表2)
- ④ 自主防災会に加入されない世帯の訓練状況を伺います。(表2)

表1 目標 (総合計画 後期事業実施計画より抜粋)

指標名	現状値 (R3実績)	目指す方向	目標値 (R8)
災害対策の取り組みに対する満足度【市民意識調査】	50.9% (R4調査)	 増加	55.0%
総合防災訓練を実施した自主防災会の率	91%	 増加	100%

表2 自主防災組織一覧

(R5.4月現在)

地区名	人口(人)	世帯数	区数	町内会数	自主防災会組織数	自主防災会加入世帯数	自主防災会未加入世帯	自主防災会加入率
中津西	10,873	4,953	17	69	17	3,628	1,325	73.2%
中津南	7,105	3,220	13	54	13	2,101	1,119	65.2%
中津東	8,080	3,697	15	77	15	2,587	1,110	70.0%
苗木	6,049	2,383	18	90	16	1,785	598	74.9%
坂本	12,625	5,129	26	80	26	3,279	1,850	63.9%
落合	3,433	1,398	11	68	11	1,076	322	77.0%
阿木	2,008	800	12	28	11	585	215	73.1%
神坂	1,197	484	8	22	11	393	91	81.2%
山口	948	387	11	13	13	325	62	84.0%
坂下	4,116	1,667	10	30	10	1,430	237	85.8%
川上	679	286	4	11	4	238	48	83.2%
加子母	2,463	948	10	70	10	881	67	92.9%
付知	5,185	1,920	11	41	42	1,595	325	83.1%
福岡	6,011	2,313	4	41	26	1,708	605	73.8%
蛭川	3,050	1,109	5	14	14	858	251	77.4%
外国人	1,990	1,438						
合計	72,914	31,511	175	708	239	22,469	7,604	78.8%
						外国人世帯含む	9,042	72.4%

(2)災害対策の取組み満足度について

- ① 災害対策の取組みへの満足度は市民意識調査の結果とありますが、自治会加入の有無を考慮した結果ですか。(表1)
- ② 満足度は、どのような内容を提示して何をもって判断したか伺います。(表1)
- ③ 4年後の数値目標は、55%と低い目標に感じますが、その根拠を伺います。(表1)

表3 事業内容 (総合計画 後期事業実施計画より抜粋)

事業コード	事業名	事業内容
(2)-①-i-1	総合防災対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への個別避難計画の作成支援 ・ハザードマップを随時更新し、全戸配布及びホームページにより公開する。 ・防災訓練などの際にハザードマップの活用による避難先・避難方法の確認など、風水害を想定した家族会議が開かれるよう周知を行う。
(2)-①-i-2	自主防災組織育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自助共助を基本とする総合防災訓練の実施 ・地域防災リーダーの育成 ・避難所開設運営マニュアルの策定

- ④ 避難行動要支援者への個別避難計画の作成支援とは、どのような取組みなのか伺います。(表3)
- ⑤ 個別避難計画の作成支援が出来たという判断は、何をもって行うのか伺います。(表3)
- ⑥ ハザードマップを随時更新し、全戸配布及びホームページにより公開するとは、どの位の頻度で更新する予定なのか伺います。(表3)
- ⑦ 防災訓練などの際にハザードマップの活用による避難先・避難方法の確認など風水害を想定した家族会議が開かれるよう周知を行う事について、何をもって周知されたと判断するのか伺います。(表3)
- ⑧ 実際、家族会議が開かれた現状値を把握されているか伺います。
- ⑨ 自主防災会に加入されていない世帯への配布や確認・周知はどの様にして行うかを伺います。

(3)自主防災組織育成事業について

- ① 地域防災リーダー(防災士)は令和5年4月現在527名とお聞きしましたが、自主防災会の総合防災訓練実施率と防災士の参加状況との相関関係があるのか伺います。
- ② 地域防災リーダー(防災士)の配置状況で低い地域等への支援・指導は、どのように考えられているか伺います。
- ③ 市が実施する防災訓練等は、防災士宛に参加要請するしくみが出来ているのかを伺います。
- ④ 避難所解説運営マニュアルの策定後、災害発生時の役割分担はどのようなイメージをされていますか。
- ⑤ 自治会だけでなく、多くの人が集まる企業や学校・施設等の防災士育成も必要と考えますが、そのような働きかけが行われているのか伺います。

(4)中津川市地域防災計画について

中津川市地域防災計画の総則編、第2節 実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱、その中に処理すべき事務又は業務の大綱(市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。(表4)

表 4 地域の組織（中津川市地域防災計画 総則編より抜粋）

（ 8 ） 地域の組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自治連合会、 自主防災組織、 防災士会等	1 自主防災の体制整備 2 防災思想、防災知識の普及 3 地域特性を考慮した各種防災訓練の実施 4 災害時の組織的な情報収集と伝達等 5 災害時の自主防災活動の実施 6 その他市の行う防災対応への協力

- ① 自主防災の体制整備とは、具体的にどこまでを指すのか伺います。
- ② 防災思想、防災知識の普及について、私はここが重要で、災害に強い人づくりが災害に強いまちづくりに繋がると思っています。これらの普及について、これまでの結果とこれからの取組みについて伺います。
- ③ 市民一人ひとりが災害に対する恐ろしさを認識する取組みを重点にしたらどうかと思います。見解を伺います。
- ④ 災害が起こった場合、被災者にならない事が第一だと思います。それには家具転倒防止がどこまで浸透しているのか把握することが重要と思います。家具転倒防止の取組みについて状況を伺います。
- ⑤ 災害時の組織的な情報収集と伝達等とは、何処とどの様に行われるのかを伺います。
- ⑥ 災害時の自主防災活動の実施とは、どのような内容か説明願います。
- ⑦ 地域組織に期待する項目は、避難所開設・運営、避難行動要支援者の把握・対応、災害廃棄物の処理・指導等があり、自治連合会、自主防災組織、防災士会がどのように関わるのか説明願います。

（5）被害想定等の地震発生確率について

- ① 地震発生確率は 2013.1.1 現在のものです。10 年経過しているが確率は変わらないのか伺います。

（6）市災害対策本部の組織について

- ① 中津川市地域防災計画の総則編にある、別表分担任務表の分担任務に災害廃棄物の事が記載されていません。他の自治体の災害計画には、大規模な災害が発生した直後には、道路脇等に多量の災害廃棄物が排出される恐れがあり、その処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定されると認識されています。どのような見解か伺います。
- ② 災害が発生した場合、災害廃棄物は敷地内に保管と記載されていますが、保管しきれない量が発生した場合は、どのような処理・指導を考えられているのか伺います。

（7）学校教育における防災意識の向上について

- ① 小中学校での防災教育の取組みについて伺います。
- ② 中学校での災害図上訓練(DIG)は、全地域で行われているのか伺います。
- ③ 実施している学校は、どの学年を対象としているのかを伺います。
- ④ この災害図上訓練は、毎年継続して行っているのかを伺います。
- ⑤ 訓練を行う上での備品類の準備は、どこが受け持つのかを伺います。

2.農業振興におけるDXの取り組みについて

少子高齢化、生産年齢人口の減少の進行により、農業従事者の減少が急速に進み、耕作放棄地の拡大に歯止めがかからない状況が続いています。(表1) 後期事業計画では新たな施策としてDXの推進があり、これまでと違う取り組みに期待していますが、今後の計画や現在の取り組み状況について伺います。

表1 目標と実績 (総合計画 中期事業実施計画より抜粋)

●目標値

指標名	現状値	R34年度目標値
①担い手への集積面積	764ha	914ha
②④耕作放棄地面積	63.8ha	51.8ha
③集落営農法人数	9法人	11法人
⑤鳥獣害被害額	12,196千円	9,400千円
⑥主要3品目(トマト、なす、栗)の栽培面積	68.7ha	71.2ha



R4中期最終実績
884.3ha
65.5ha
10法人
1,441千円
71.9ha

- ① DXを進めることで、農業分野ではどのような利点が考えられるかを伺います。
- ② これまでもスマート農業として取り組んでいたことがあれば教えてください。
- ③ あればその効果を伺います。
- ④ DXを後期事業計画のどの指標に対して取り組むのかを伺います。(表2)
- ⑤ 取り組みに対する計画を教えてください。

表2 目標 (総合計画 後期事業実施計画より抜粋)

◇数値目標

指標名	現状値 (R3実績)	目指す方向	目標値 (R8)
農地の集積面積	879.8ha	増加	1,000ha/累計
遊休農地面積	64.2ha	減少	59.2ha
認定農業者数(総数)	128人	増加	133人
青年等新規就農者数	10人(令和元年~令和3年累計)	維持	12人(令和5年~令和8年累計)
主要品目の販売額	433,160千円	増加	480,000千円

1、 市民参加の市政をめざして

(1)情報公開について

中津川市総合計画第2章基本構想の7『基本構想の推進』には「市民に信頼され、市民との協働による行政運営を進めるため、以下の4つの行政経営方針を設定します」とあり、4つの行政経営方針は(1)情報公開、(2)市民との協働、(3)行財政改革、(4)広域の行政連携の推進です。

今回はその中で市民参加の市政推進に重要な情報公開について取り上げます。

中津川市総合計画第2章基本構想7 (1) 情報公開

その1 市民との信頼を築く情報公開・情報共有を進めます。行政情報の適正な公開、まちづくりに関する情報の提供など、市民との信頼関係を築く礎となる情報の公開と情報共有のためのさまざまな取り組みについて、より積極的に進めます。

私は情報の公開・共有は市民が市政に参加するために最も必要と考えます。

中津川市は行政に必要な計画を策定し、進捗状況を確認する様々な会議が開かれています。その中でも市長の付属機関（審議会）の設置が条例として定めてあります。

- ① 市長の付属機関（審議会）にはどのようなものがあるか伺います。中津川市長のすべての審議会名をお願いします。
- ② 審議会の会議については公開が原則ですが、公開されない審議会などもあると思います。その審議会名と公開しない理由をお願いします。
- ③ それ以外は公開されていると思いますが、公開される会議はどのようにして市民に知らせますか。
- ④ その会議の内容及び資料や議事録などを公開されていますか。
- ⑤ 会議を開催したら、必要な期間内で内容を公開されると思いますが、ルールはありますか。
- ⑥ 公開が必要なのに資料や会議録などが公開されていない会議はありますか。

以下、条例で市長の付属機関と決まっていない審議会・協議会について質問します。

- ⑦ どのようなものがありますか。
- ⑧ その会議についても市民へ公開が必要だと思いますが、会議は公開されていますか。
- ⑨ 公開されていない会議とその理由について伺います。
- ⑩ 会議内容の公開までの期間の定めがありますか。
- ⑪ 公開が必要なのに会議録など公開されていない会議はありますか。

公開が原則の審議会・協議会はすべて隠すことなく公開する、市民参加の市政運営には「情報の共有」がまず必要です。

その2 市民の視点に立った政策形成過程の透明性を確保します。

市民の声にしっかり耳を傾け、まちづくりの課題や提案を受ける広報広聴機会を充実させます。また、政策決定にあたっては市民の参画機会を確保し、市民とともに考え、政策を決定したうえで行政運営に取り組みます。

(2) 公募について

政策決定への「市民の参画機会の確保」となれば、審議会や協議会に一般市民として直接参加する「公募」制度があります。

- ① 中津川市には公募制度がありますか。
- ② 一般市民の意見を聞くことが必要と思います。多治見市や恵那市などは公募で広く一般市民の参加を募集されているとお聞きします。中津川市では一般市民の「公募」の募集は聞いたことがありませんが、「公募」の募集をされたことはありますか。
- ③ 市長の付属機関の審議会などの参加者は、その審議会に関係する代表として参加されますが、関係者ではない一般市民の参加が必要だと思います。一般市民の公募を積極的に取り入れるべきだと思いますがいかがですか。
- ④ 市民参加はパブリックコメントもあります。中津川市ではパブリックコメントは募集されています。パブリックコメントの定めはありますか。あればその内容を教えてください。

参考資料 多治見市市政基本条例より

私たちは、基本的人権が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。私たちは、まちづくりの主体として、一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため、市民自治の主権に基づき、市民生活とその基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置します。

市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営しなければなりません。また、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力しなければなりません。

私たち市民は、地域政府としての多治見市の成立が市民の信託に基づくものであることを明らかにし、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める多治見市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。

略

第3編 市政の原則と制度

第1章 市政情報の共有

(総合的な情報公開の推進)

第16条 市民は、市政の主権者として、市政について知る権利があります。

2 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公表、提供と開示の総合的な推進に努めなければなりません。

略

第2章 市民の市政参加

(市民参加の権利)

第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。

2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。

(市民参加の推進)

第19条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。

2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。

3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。

(1) 総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。

(2) 重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文書をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。

前ページの参考資料は多治見市の市政基本計画です。多治見市は市政基本条例を策定し、市の在り方をうたっています。

その前文では「市民はまちづくりの主体、市民自治の主権と位置づけています。市は市民の信託に基づき、市政を運営しなければならない。市が保有する情報は市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、連携協力しなければなりません」としています。

中津川市も中津川市総合計画基本構想にうたっていますが、多治見市は市民が主権者であることを強く押し出して、市民参加の市政運営をすることが市政基本条例に明記されています。だからといって多治見市が何もかも素晴らしい市政運営ができているとは思いませんが、少なくともその方向をめざす指針にはなっていると思います。

- ⑤ 市民参加の市政運営には、多治見市のように中津川市市政基本条例の策定が必要だと思いますが、いかがですか。

2、 介護の充実について

第8期介護保険事業計画がもうすぐ終わります。コロナ禍の下で接触を余儀なくされる介護は大変でした。感染に気を付けながら、体を張って仕事をされていました。

第8期を振り返って課題や問題点を質問します。

- ① 在宅介護についていかがでしたか。
- ② 施設介護はいかがでしたか。
- ③ 特別養護老人ホームの令和5年4月1日現在の待機者は何人ですか。
- ④ 介護保険料はいかがでしたか。
- ⑤ 滞納や差し押さえはどうなっていますか。
- ⑥ 全体的に見て、前進したことは何ですか。
- ⑦ 課題や問題点があればお願いします。

介護保険事業計画は3年毎に見直しがあり、令和6年は第9期介護保険事業計画の初年度となります。現在中津川市においても計画を策定する準備をされているところです。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年を迎えます。

- ⑧ まず準備状況をお聞かせください。
- ⑨ 今後の計画策定までのスケジュールはどうなっていますか。
- ⑩ 特別養護老人ホームの待機者を減らすためには増床が必要だと思いますが、いかがでしょうか。
- ⑪ 保険料を新たに決められると思いますが、物価高騰や年金は引下げの中で保険料の引上げは生活に大きな影響が出ます。とりわけ所得の低い方の保険料引き上げによる影響が大きいです。現在どのような考えでおられますか。
- ⑫ 介護保険事業会計では、7億円の基金がありますが、この基金を生かして前回のようできるだけ引上げを抑えるべきだと思いますが、いかがですか。
- ⑬ ほとんどの事業所が人材不足を指摘されます。他産業に比べて給料が低すぎます。人材不足対策には抜本的な処遇改善が必要です。利用料を引き上げるようなやり方ではなく、国が思い切った対策を打つべきです。ぜひ市として政府に強く要望していただきたいですが、いかがですか。

- ⑭ 資格のない方にも介護職場で働いてもらえるように研修の費用を補助してほしいという声を聴きます。岐阜県が令和5年度介護初任者研修費用を補助しています。介護職員初任者研修は上限8万円、生活援助従事者研修は上限4万円です。この県の補助を受けた事業所数と人数は把握されていますか。
- ⑮ 車いすでの移動は介護タクシーにお願いするわけですが、費用が高いため、車いす生活の方は外出が困難です。恵那市、下呂市などでは車いす対応の福祉車両の無料貸し出しを行っていて、大変喜ばれているとお聞きします。社会福祉協議会や福祉法人の使用しない時間帯に行くそうです。中津川市でも実施してほしいとの要望の声が寄せられています。中津川市で実現できないでしょうか。伺います。

参考資料

飛騨市介護資得に関する補助金など支援事業

●介護職員初任者研修費助成事業 市内に住所を有している方で、研修修了後12ヶ月以内に市内の介護サービス事業所等へ勤務する方 研修受講費用の1/2の額で上限5万円 ※ひとり親家庭、社会的孤立支援を受けている方は7万円を上限に受講費用全額

●福祉士実務者研修費用支援事業 介護福祉士実務者研修を受講する介護未経験者（医療・介護機関等に勤務していない者に限る。）の方 ※医療介護機関等に勤務している方で、勤務先の事業所が受講費用を負担した場合は、その雇用先事業所へ補助します。7万円を上限に支払った受講費用分

●ひとり親家庭介護職資格取得支援事業 介護の専門資格の取得を支援することで安定的な職を確保するとともに生活安定を図りつつ、不足する市内の介護人材の確保につなげます。 ※スクーリング受講日ごとに8千円を上限 ③融資により借り入れた債務相当額（月借入額（5万円を上限）に借入月数を乗じた額）

●介護福祉士を目指す学生へのアパート等家賃補助 国家資格である介護福祉士の取得を目指して、大学や専門学校に就学中の方で、卒業後に市内の医療・介護・福祉機関等で介護福祉士として就業する意向を持っている方 就学期間中のアパート代等の家賃の1/2の額（月3万円を上限とし、24月分まで）卒業後、3年半以内に市内の医療・介護・福祉機関等に介護福祉士として、3年間勤務しなかった場合は返還

●介護支援専門員就職奨励金事業 市が指定する介護保険サービス事業所へケアマネとして新たに採用となった方 ※同一法人内での人事異動等による配置換え等は対象外 就職奨励金 3万円

●介護支援専門員資格取得受講支援事業 不足する介護支援専門員の確保にかかり、資格取得者自体を増やしていくため、資格取得への後押し支援と資格取得後の市内就業推進のための支援を行う 市内に住所を有し、介護支援専門員実務者研修受講試験に合格した方で、市からの就職情報等の連絡を受けることに同意する方 受験に際した経費への支援相当金として定額5千円

●介護福祉士を目指す学生へのアパート等家賃補助 国家資格である介護福祉士の取得を目指して、大学や専門学校に就学中の方で、卒業後に市内の医療・介護・福祉機関等で介護福祉士として就業する意向を持っている方 就学期間中のアパート代等の家賃の1/2の額（月3万円を上限とし、24月分まで）卒業後、3年半以内に市内の医療・介護・福祉機関等に介護福祉士として、3年間勤務しなかった場合は返還

3、 中津川市のパートナーシップ宣誓制度の策定について

この12月に岐阜県のパートナーシップ宣誓制度の宣誓者世帯が市営住宅に入居が可能となる議案が提案されています。

パートナーシップ宣誓書受領証を交付されるには岐阜県庁の人権施策推進課に行き、県職員の前で宣誓書に必要事項を自書し、提出すれば、そこで宣誓書の写しや宣誓書受領証を交付されます。またオンラインでもできます。

宣誓書受領証の利用が可能なサービスは31あり、宣誓制度が実施された令和4年9月実施の前の8月24日時点で各県内自治体では様々なサービスを利用していました。この時点で中津川市は生殖補助医療費助成事業のみ利用可能でした。

- ① パートナーシップ宣誓書受領証で利用可能なサービスはどのようなものですか。
- ② 現在、中津川市が利用可能なサービスを増やす計画はありますか。

中津川市議会では以前パートナーシップ条例の策定について質問がありました。その時点での担当部長や市長の答弁は、必要性は認めるが周りの方々から理解が得られないので、検討が必要とのことでした。パートナーシップ宣誓書受領証の交付を中津川市で受けることができれば大変便利になります。中津川市でもパートナーシップ宣誓条例を策定したほうが便利になるし、そのほかのサービスも利用できるようになると思います。

- ③ 中津川市でパートナーシップ宣誓制度を策定しませんか。見解をお聞かせください。

以上

1 中津川市のこども政策について

(1) 中津川市の少子化対策について

- ①中津川市の少子化は想定以上のスピードで進んでいると感じます。2020年時点の15歳未満の人口はインターネットでも調べることができましたが、加速度的に進んでいないか心配になります。現時点での15歳未満の子どもの数は把握されておられますか、2020年以降の推移を伺います。
- ②近年の15歳未満の子どもの数の推移について、市としての見解を伺います。
- ③中津川市では2021年に、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、「新婚さん住まいる応援事業」にて、合計年齢が80歳以下又は中学生以下の子どもがいる結婚5年以内の夫婦が、住宅の購入・増築をする際の補助事業を行いました。この効果はどれほどでしたでしょうか。また、中津川市としてさまざまな少子化に対する課題のうちこの「結婚新生活支援事業」に特に力を入れられた理由を教えてください。
- ④そのほかに、近年中津川市が独自に取り組んだ少子化対策があれば、教えてください。

(2) 子ども家庭課の機能について

- ①内閣府のこども家庭庁では、各自治体に対してワンストップで相談でき、切れ目のない支援を提供するための体制づくりを指示しています。中津川市では、市民福祉部内に子ども家庭課がありますが、ワンストップで子どものことならなんでも相談することができますか、伺います。
- ②全国の自治体で今問題になっているのが、障がい児の窓口対応についてです。子どものことなのに、障がいがあるというだけで別の部署の職員が対応することもあるそうで、不安に思う親世代がいるとのこと。中津川市ではワンストップでの窓口対応の中に、漏れなく障がい児についても対応が可能な形になっていますか。また、なっていればそれはいつからどのように対応したのか、伺います。
- ③中津川市の子ども家庭課では、子どもの貧困対策にも取り組んでおられるとのことですが、具体的にはどのような取り組みをしていますか、伺います。
- ④子ども家庭課の機能の一つとして、病児保育「くりっこハウス」の運営がありますが、「くりっこハウス」を利用するには事前登録の上、病院を受診し医師に利用連絡票の記入を依頼しなくてはならず、当日の朝になって熱を出すことの多い子どもの特性から考えると、使い勝手の悪い仕様になっていると感じます。現在考えておられる改善策はありますか、伺います。
- ⑤こども家庭庁の資料によると、包括的な子育て家庭支援体制構築のため、相談支援機能の一体化の方法として、市区町村に「こども家庭センター」の設置を推奨しています。中津川市では設置が計画されていますか、伺います。
- ⑥こども家庭センターの機能として、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築が求められています。中津川市ではどのような支援メニューにつながられますか、見通しを伺います。

⑦こども家庭センターでは、保健師による母子保健機能と、支援員による児童福祉機能を一体的に行うことが求められ、有資格者の配置なども必要となってくるかと思えます。中津川市のこども家庭センターはどのような体制にするお考えですか、伺います。

(3) 具体的な子育て支援内容の周知について

①先日、妊娠の届出をしたところ、国の「出産・子育て応援事業」として 5 万円が振り込まれ、出生届提出時にはさらに 5 万円をいただけるかと教えていただきました。今年の 1 月から始まったこの事業は「クーポン券など 5 万円相当」という案内が一般的なのですが、中津川市は現金でしたので、妊婦健診の自己負担分にも充当でき、大変ありがたかったです。そこで、中津川市がクーポンや岐阜県のぎふっこギフトではなく、現金支給を選択した理由を伺います。

②わたしが 7 年前に第一子を出産した時に比べ、支援が手厚くなっていると感じています。産前産後期間の経済的な支援では、国民年金の保険料免除や、来月 2024 年 1 月 1 日からは国民健康保険の保険料免除も申請により可能になるということで、11/29 の本会議初日に上程されております。近年新たに、中津川市民が妊娠・出産・子育て時に受けられるようになった支援内容や、この先に増える予定の支援内容についても、可能な範囲で教えてください。

③妊娠してからや、子どもを持つことを考えている市民が、受けられる支援が一覧になった「安心・子育てガイド」などにアクセスして情報を知ることも大切ですが、すでに出産して子育て中の方がもう一人産みたいと考えられるような具体的な子育て支援内容の周知徹底も必要だと考えます。すぐにできることとして、こども家庭センターの開設などをきっかけに、子育て支援内容をまとめた広報なかつがわの特集を組んでいただいたり、子育て関連の通知の際に中津川市の子育て情報サイト「なかつっこ」の QR コードを添付すると良いのではないかと考えますが、いかがですか。見解を伺います。

1、GIGA スクールの現状について

令和元年12月議会において、ICT教育の推進の一般質問をおこないました。当時、文部科学省は教育のICT化に向けた環境整備5か年計画を行ない、学校にWi-Fiや端末機器の導入を推進しておりました。

令和2年度に文部科学省は、GIGAスクールネットワーク構想に375億円を要求しておりましたが、国は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、GIGAスクール構想を早期実現するための支援などを積極的に推進し、前倒しで学習用端末を1人1台導入しました。

中津川市でも、補助金があるもののかかなりの持ち出しがある中で1人1台の端末の導入をして頂き、ありがとうございました。

ICT教育は学校の授業だけでなく、学校外や家庭での自主学習が必要とされています。GIGAスクール構想は、端末を活用して生徒一人ひとりが最適な学びを得られることが前提となっています。そのため学習用端末を自宅に持ち帰り、学びの機会を増やすことが求められています。

公明党は、多様な子どもたち1人1人の特性や関心、環境などに応じた学びを強力に推進し、1人1台端末は、不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の多様な児童生徒の実情や特性に応じた、誰一人取り残されない学びを保障するうえでも重要であると、令和5年5月に決議書を文部科学大臣に申入れしました。

文部科学省初等中等教育局は、現在の小学校6年生が令和3年度までに受けた授業での活用割合について調査しました。調査で地域間・学校間で格差が生じていることがわかりました。

- ① 岐阜県では、ほぼ毎日活用するが72.1%、週3回以上が18.4%、週1回以上が8.1%、月1回以上が1.1%、月1回未満は0.3%です。中津川市の活用割合はどのようになっていますか、お伺いします。
- ② 現在の小学校6年生が何かを調べる場面でのICT機器の活用割合は、岐阜県では、ほぼ毎日21.5%、週3回以上は39.1%、週1回以上は31.8%、月1回以上は7.5%、月1回未満は0%でした。中津川市の調べる場面でのICT機器の活用割合はどのようになっていますか、お伺いします。
- ③ 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合は、岐阜県で、毎日持ち帰って毎日利用しているが32.3%、毎日持ち帰って、時々利用が29.9%、持ち帰らせていないが3.9%、持ち帰ってはいけないが0.8%、臨時休業等の非常時に、持ち帰ることとしているが5.6%でした。中津川市の端末の持ち帰りの現状はどうなっていますか、お伺いします。

- ④ 中津川市内の各学校間の端末の利用に関して差はありますでしょうか、お伺いします。
- ⑤ 各学校の ICT 学習支援は、どのようにされておりますか、お伺いします。
- ⑥ ICT 教育など教員側の取り組みが重要になります。教員のスキルアップが必要となりますが、対応はどのようにされておりますか、お伺いします。
- ⑦ 端末を活用して家庭での学習のため、Wi-Fi 環境の整備が必要です。Wi-Fi 環境のない家庭には貸し出し等の措置がありましたが、現在、どのようになっておりますか、お伺いします。
- ⑧ 学習指導要領の改訂に伴い、2020 年より小学校でプログラミング教育が必修化、2021 年より中学校で技術家庭でのプログラミングの内容が拡充、2022 年より高校で情報 I が新設・必修化されました。IT 化が進む社会の変化にあわせた自然な流れではありますが、プログラミング教育の現状はどのようになっておりますか、お伺いします。
- ⑨ 英語は 2020 年より 3・4 年生から正式に必修化されて「外国語活動」が始まり、5・6 年生からは「外国語」という“教科”になりました。英語の文章を読み取ったり組み立てたりする力がつくことも、プログラミング言語を学ぶメリットの一つです。必修科目となり、児童の状況はいかがですか、お伺いします。
- ⑩ 不登校、特別支援、病気療養、外国籍等の児童生徒の実情や特性に応じた、端末機器によるオンラインなどの学習支援はどのようになっておりますか、お伺いします。

2、中津川駅前周辺の今後について

中津川市は今後、リニア開業に向けて、リニア駅周辺整備、中心市街地の活性化、各地域のまちづくりなど様々な計画等が作られてきました。

中心市街地活性化基本計画、都市交通マスタープラン、リニアを活用したまちづくりなど重要なことばかりです。

にぎわいプラザの用途廃止の計画を聞いたあと、市民の方からどうなっていくの、中心地を坂本にするの、跡地はどうなるのなど聞かれることが多くなりましたので、にぎわいプラザの跡地の使用用途の決定はまだ先になりますが、要望をかねて質問します。

- ① 令和5年の秋に国土交通省が実施するサウンディング型市場調査が行われたと思いますが、どのように開催され、今後どのようになるか、お伺いします。
- ② 秋の季節になると多くの方がにぎわい特産館に栗きんとんを買い求めて来ます。にぎわい特産館は県内外からも集客が多く、移転することになれば、それなりの対応が必要と思います。移転先はこれからですが、移転する場合の対応はどのようなお考えですか、お伺いします。
- ③ サウンディング調査後に検討委員会を立ち上げますが、構成員はどのような方が入りますか、お伺いします。
- ④ 中津川駅は朝晩の送り迎えの車で大変に混み合っております。大変に危険な状態のときもあり、何とか整備して改善できないかと、市民の方からお聞きします。今後、バスレーンや市営駐車場の位置、公園など改良工事など行うつもりはありますか、お伺いします。
- ⑤ これまでにロータリーをどのように改良すると良いか検討はされましたか、また、どのような方たちによる検討組織が必要と考えますか、お伺いします。
- ⑥ 5月に新型コロナウイルスが5類に移行し、中津川市にもインバウンドで来られる方が増加していると思います。2023年9月の入国者数は218.4万人と2019年同月比96.1% (TableCheck、HP)と新型コロナウイルス拡大前の実績に迫る勢いです。観光やビジネスなど中津川市に来る方が増えれば経済効果を底上げします。特に午前中のバス待ちの外国人の方が沢山いるのを見かけますが、暑い日も、雨の日もバスレーンに並んでいます。要望となりますが、バスレーンに屋根を設置することはできませんでしょうか、お伺いします。

- ⑦外国人の方の観光案内所の利用はどれほどありますか、お伺いします。
- ⑧現在は、中津川の顔は中津川駅となりますが、リニア開業後はリニア駅が顔になると思います。今後、中津川駅とリニア駅をどのような役割として考えているか、お伺いします。
- ⑨中津川駅周辺は 40 年以上経つ建物が多くあります。建物は民間となりますが、中津川市として、都市整備などしていくお考えはありますか、お伺いします。

1. 高齢者の介護について

私は、今年の5月に脳出血で左半身麻痺となりました。

介護4です。全介助が必要です。

右手しか動きません。

リハビリテーション科に転院してリハビリを一日3回三か月やって自宅に帰りました。

介護老人保健施設のデイサービス、訪問介護、訪問リハビリ、訪問医療を利用して暮らしております。

今までも介護問題に関心があったのでいろいろ勉強していました。サービス付き高齢者向け住宅で介護初任者講習の資格を取り働いたこともあります。

ところが自分がこうなってみると、介護は深刻な問題ばかりだと身をもって体験しています。

よって介護問題を質問させていただきます。

『史上最悪の介護保険改定?!』と題する上野千鶴子・樋口恵子編の岩波文庫ブックレットを読みました。

放っておけない現場の実態は私の実態と重なりました。

(1) おむつ代の補助の継続と拡充について

厚労省の地域支援事業の任意事業「おむつ代補助」が2024年3月までで切れようとしています。

① おむつ券はどのように配布されていますか？

② 中津川市としては、おむつ代の補助の継続と拡充についてどのように考えておられるか伺います。

絶対に継続すべき事業です。私はおむつを夜中はほとんど交換しませんが、日中に8～9回程交換しています。おむつ代は値上がりを続けています。

11月に入りおむつ代は約10%値上がりしました。我が家ではおむつ交換を少なくしようかと笑えない話があります。人間の尊厳に関わります。おむつ券の支給と拡大が必要だと思います。

介護保険制度は見直し改正がきめられており2024年3月に改定が予定されており大幅な改悪と言われております。

要支援の制度がなくなります。地域総合事業に移行され介護保険が適用外になります。一般障がい者と一緒になり福祉サービスの後退につながります。それに伴っておむつ券の減少も行われることも予想されます。

おむつ代の補助を切らないことは勿論、広げることが必要と考えます。

(2) 福祉用具・用品の展示紹介と説明が日常的に出来る場について

福祉用具・用品の展示紹介と説明が日常的にできる場の提供サービスは必要で、このようなサービスを拡大すべきだと思います。

私の介護にあたり、何を利用すると介護する人も介護される人も身体に負担が掛からないか、ヘルパーさんに聞いたりネットで検索したり資料を見たりしましたが、実物がないので困った事ばかりでした。京都市など展示サービスをしている自治体もあるようです。福祉用具・用品は日々心身の状態が変わっていく自分に合うかどうか手に取って確認できることが必要です。住居、環境によっても変わります。福祉用具・用品は適切に選んで使う、いろいろな道具があることを知るために誰でも見て、使ってみる場が必要です。今必要でなくても必ず必要な時

期に誰でも遭遇することを考えて下さい。

① 福祉用具・用品の展示紹介と説明が日常的にできる場の設置について所見を伺います。

(3) ケアプランの有料化について

私の経験からもケアマネージャーは利用者の意向を確認してサービスをコーディネートします。介護者・家族にとって命を守る命綱。大切な存在です。困ったら迷わず直ぐに相談できます。ケアプランや現場での打ち合わせなどが大切です。有料化になると介護保険では相談にもお金がかかることとなります。ケアマネージャーの指定権限が2018年に都道府県から市町村へ移譲されました。有料化になれば利用者の負担が大きくなると言われています。私はケアプランを身体の状態を確認しながら、その日その時にあったプランを立ててもらい転院・治療ができてここまで回復して復帰することができました。ケアマネージャーへの相談は日常的に頻繁に必要です。有料化には反対です。

① ケアプランの有料化について中津川市の見解をお伺いします。

(4) 介護保険サービスの利用料金の負担割合の軽減について

介護保険サービスの利用料金の負担割合が一割負担の方の多くが2割負担になります。

私も突然介護が必要になりましたが、誰でもいつ介護が必要になるかは分かりません。

厚労省と財務省は次回の改正で大幅な介護保険制度の改正を予定しております。

今自己負担が1割の方々の多くが2割負担になる改正が行われると言われてしています。

介護保険料、利用料、食費、居住費などの負担軽減、介護報酬の改善、介護職員の最低賃金の見直しなど、介護保険サービスが後退しようとしています。

① 介護保険サービスの利用料の負担割合の軽減について中津川市の見解をお伺いします。

(5) 高齢者や障がい者の移動と介助について

車が運転できなくなり移動が困難になった時、外に出る手段としてタクシーを使うことが必要です。タクシー券がでている自治体もあります。後期高齢者へのタクシー券の配布や、介護タクシーにもタクシー利用券が使えるようにすること、介護保険で車椅子への移乗サービスとタクシー利用券が使えるよう、サービスに加えることが必要だと考えます。

これから一人暮らしの高齢者が増えます。掃除洗濯サービスの継続と拡大の検討が必要だと思います。要支援の制度が無くなり困る人が多くできます。

① 高齢者や障がい者の移動と介助に対する支援についての中津川市の見解をお伺いします。

【最後に特養ホームや老人保健施設の経営の状態について】

厚労省は11月10日介護サービスを提供する事務所の2022年度の経営実態を調査した結果を発表した。利益率は特養ホームがマイナス1.0%老人保健施設では0.1%で、介護保険制度が始まって以降、初の赤字。物価高騰をしたときの全22産業の平均利益率は2.4%他産業並みの利益率が確保出来るようにすることが必要だと考えます。

物価高騰の影響で前年度から平均0.4%悪化。2023年度の経営状況はさらに厳しくなるとみられ、政府は事業所にサービスの対価として支払う介護報酬を引き上げる検討に入った。

介護報酬は原則3年に一度改定される。調査結果は報酬改定の基礎資料となり、2024年度の改定率は政府が

年末予算編成で決定する。報酬を増額する「プラス改定」で経営の安定や介護職の賃金の賃上げにつなげ深刻な人手不足を緩和する狙い。ただ政府は少子化対策に必要な財源の一部を社会保障費の抑制で賄う方針を示しています。改定を巡る調整の難航が予想される。

厚労省全産業平均の平均利益率は6.2%で介護事業所とは大きな開きがある。

1. 放課後児童クラブ（学童保育）の設備と設置状況について

日頃より地域の方々、先生方、市職員の皆さま方には、子ども達のためにご尽力頂きましてありがとうございます。

令和4年、福祉法等の一部を改正する法律（法律第66号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについて、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。

これをうけ「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、放課後児童健全育成事業である放課後児童クラブ（以降、学童保育所）は、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以降、安全計画）を各事業所・施設において策定することを義務付ける（令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化）こととしています。

中津川市の学童保育所は公設民営の形をとっております。そこで今回は学童保育の安全対策など設備と設置状況を中心にお伺いしたいと思います。

厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」には「子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、一つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。」とあります。

- ① 現在40名を超えて保育している学童保育所はありますか。ありましたら学童保育所名を教えてください。（市内の放課後児童クラブ総数25カ所）
- ② 令和6年度、坂本地域では新一年生の約半数が学童保育を希望していると聞いています。令和6年度適正規模を超えると予想される学童保育所がありましたら学童保育所名を教えてください。
- ③ 適正規模を超えると予想される地域で中津川市としてどのような対応をしていますか。

令和5年度より開設した坂本地域のひかり学童では、学校から距離があるため先生方が昇降口まで迎えに行き、日によって学校施設内や「はなのき山」で遊んでから学童保育所に移動するそうです。移動も施設そばの歩道橋は使えず、坂本はなのきセンター側の道を通って道路を横断し移動しています。

- ④ このような通所に職員の対応が必要となる道路を渡らなければならない学童保育所や、指定通学路上にない学童保育所がありましたら学童保育所名を教えてください。

- ⑤ 移動距離が長いほど事故やケガのリスクは上がると思いますが、移動中の事故やケガは学校・学童どちらの管理となりますか。
- ⑥ 学童保育所ではありませんが、支援が必要な子ども達が放課後の居場所として利用している放課後デイサービスというものがあります。ご存じない方もいらっしゃると思いますので簡単に結構ですので教えてください。
- ⑦ 放課後デイサービスは多くの学童保育所と異なり学校から離れたところにあり、外遊びで公園などに移動することがあると思いますが、その際の安全対策について市として行っていることがあれば教えてください。

厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」の中で全国学童保育連絡協議会の提言として「学童保育施設に必要な施設・設備として、生活室・プレイルーム・静養室・事務室・トイレ・玄関・台所設備・手洗い場・足洗い場・温水シャワー設備などを設ける。併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。」とあります。

- ⑧ トイレの設置数について、必要数の見解があれば教えてください。
- ⑨ 保育所ではおおむね 20 人に 1 つはトイレが必要とされています。坂本学童では、現在校庭にあるトイレを利用していますが、子どもだけで 120 人を超える環境でトイレが男女合わせて 4 つしかありません。トイレを増やして欲しいといった要望を保護者の署名とともに出しています。中には待てずにトイレの裏で用をたしている子どももいます。早急な対応が必要かと思いますが見解を伺います。
- ⑩ トイレが施設の外にあるため、指導員の目が離れてしまう事や、風雨の強い日にも傘をさしてトイレに行かなくてはなりません。防犯の上でもトイレの設置場所や、当面の対応として屋根の設置等、対応が必要だと感じますが見解を伺います。
- ⑪ 坂本地域では地域の方々のご厚意で、空き家を利用させて頂いている学童保育所があります。老朽化のため耐震性に不安を持つ声も聞かれますが、現在の耐震基準に満たない学童保育所が市内にありましたら学童保育所名も教えてください。

- ⑫ 新しく作られた福岡の学童保育所では教室の出入口が一つしかなく、避難経路が確保できないと指導員の先生方から心配する声を聞いています。避難経路がないという事は学校で行われているような不審者対策をとる事が出来ません。また火災などが起きた場合も一つしかない入り口が塞がれてしまえば、福岡の施設であれば体育館の2階に設置していますので逃げることもできません。消防法上適切なのか教えて下さい。

厚生労働省の「放課後児童クラブの基準等について」では「例えば特殊建築物に該当する場合には、その階の放課後児童クラブの主たる用途に供する居室の床面積の合計が50㎡を超えるものについては、2つ以上の直通階段を設けなければならない。」とされています。

- ⑬ 福岡学童の設置場所は特殊建築物や保育園の保育室であった場合には、外階段の設置が必要になる状況かと思いますが、安全性には問題はないのでしょうか。

福岡学童においては避難経路だけではなく、事務室が奥にあるため保育室の様子や人の出入りをうかがい知ることが出来ない為、保育時間中に事務室が利用できないといった声も聞いています。東京都では独自の設置基準も設けています。

- ⑭ 今後、新しく学童保育所を建設する可能性も考え、現場をよく知る指導員の先生方の声を元に、中津川市独自の設置基準を設けていくべきだと考えますがいかがでしょうか。

- ⑮ 部屋がなく保育室の中に静養スペースを作っている学童保育所もあります。専用の静養室のない学童保育所名を教えてください。

- ⑯ 台所設備のない学童保育所がありましたら学童保育所名を教えてください。

従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に「こども家庭庁」が令和5年度の4月に設立されました。厚生労働省・文部科学省による「新・放課後子ども総合プラン」では、「余裕教室や放課後などに一時的に使われていない特別教室などの徹底的な活用を促進する。」とあります。

- ⑰ 校内施設を利用している学童保育所がありましたら学童保育所名を教えてください。

- ⑱ 長期休暇中の昼食について、学童施設内で調理している所、弁当を注文している所、保護者が持参している所と対応は学童保育所ごとに異なります。各地域の学童でどのような対応がとられているのか、それぞれ教えてください。

- ⑱ 学童保育所での給食調理を望む声を聞いています。全国では調理施設のない学童保育所に対し、学校の調理場を活用してみえる地域もあります。中津川市の考えを伺います。

阿木では小学校の3階にある空き教室を利用しています。送迎時の保護者に子どもを受け渡しする際や、校庭で遊ぶ時など、3階までの移動が負担となっているそうです。

- ⑳ 校内施設を利用する際、職員の高齢化も考えると学校の1階スペースに設置することが望ましいと考えますが中津川市の対応を伺います。

- ㉑ 全国学童保育連絡協議会の提言で必要とされている子どものスペース、児童一人当たり1.65㎡が確保できていない施設がありましたら学童保育所名を教えてください。

- ㉒ 生活室以外の遊び場の確保が出来ていない施設がありましたら学童保育所名を教えてください。

坂本地域では令和5年度、250人以上の子ども達が学童保育所を利用しています。これまで遊び場として利用していた旧坂本幼稚園の跡地を駐車場にする計画があるため、子ども達の遊び場スペースが減ってしまうことを職員も保護者も懸念しています。また、令和6年度には新たに60余名もの子ども達が学童保育の利用を希望しています。250人から300人近い子ども達が一つの校庭で走り回って遊ぶ状態で、先生方も今の職員体制では、子どもの状況を把握しきれず安全も確保できないと懸念されています。

- ㉓ 安全確保のために行なう中津川市の対応がありましたら教えてください。

11月24日、坂本小学校から保護者あてに急遽「急ですが解体工事により旧幼稚園敷地内が立ち入り禁止となりました。以下について、ご理解とご協力をお願いします。【敷地内立入禁止開始日】令和5年11月27日(月)※令和6年3月中旬までの予定。子ども達には同日の昼の放送で伝えました。」といったメールが送られてきました。学童保育所の先生方が計画について説明を受けたのが6月13日、それから半年もたたず、先生方からは「遊び場が足りない、遊び場の確保をして欲しい」と声が上がる中、保護者や児童への通知から立入禁止までの期間があまりにも急だと感じます。

- ㉔ こうした対応となった理由がありましたらお聞かせ下さい。

2、病児保育について

「中津川市病児保育所くりっこハウス」は多くの保護者の声を受けて出来ました。

- ① 病児保育所発足前に見込んでいた利用者数を教えてください。
- ② 令和4年度の利用者数を教えてください。
- ③ 発足時から利用者数に変化がありましたらその点についても聞かせて下さい。
- ④ 令和4年度に空きがなく利用できなかった人数を教えてください。
- ⑤ 利用できる曜日、時間を教えてください。
- ⑥ 利用料金を教えてください。
- ⑦ 現在、新型コロナウイルスやインフルエンザなどが流行し学級閉鎖が相次いでいます。感染症感染時でも利用できるのでしょうか。
- ⑧ その他、症状による利用条件がありましたら教えてください。
- ⑨ 市民病院の敷地内に設置されておりますが、病院との連携は取られているのでしょうか。

電話による受付時間が午前8時半から午後5時までとなっています。前日までに病児保育の利用が決まっていると保護者も安心だと思えますが、そのためには前日のうちに診断書を受け取り、病児保育の受付が出来る事が望ましいと考えます。最近では病院が込み合っていて午後6時までに診断を受けられないこともあります。

- ⑩ 電話受付を午後8時頃まで延長してはいかがでしょうか。お伺いします。

- ⑪ 利用が困難と感じる方の中には、布団や弁当といった荷物の多さも挙げられています。施設側での準備など検討はされていますか。
- ⑫ 恵那市ではファミリーサポートでも病児の子どもを預かっています。中津川市でも検討して頂けないでしょうか。
- ⑬ 病児保育周知のために、どのようなことをしていますか。

3、小中学校の給食費無償化について

新聞赤旗 2023年8月18日号によりますと、小中学校とも給食費が今年度無償、あるいは今年度実施予定の自治体は491、小学校のみは14、中学校のみは17です。小中とも無償の自治体は、全都道府県に広がっており、東京都23区では18区が、県庁所在地では青森市、大阪市、奈良市、高松市、那覇市が小中とも無償です。

- ⑭ 中津川市で給食費の無償化を行う予定はありますか。
- ⑮ 検討されたことはありますか。
- ⑯ 中津川市での実施が難しいという事であれば、異次元の少子化対策を掲げている国や県に要望を出すべきかと思いますが所見を伺います。
- ⑰ 9月議会で質問させていただいた不登校支援として給食費支援について、不登校の子どもに3日前までに申告を求めるのは現実的ではないと考えますが改めて寛容な対応、支援を検討して頂けないでしょうか。
- ⑱ 給食費の徴収方法の変更によって、良かった点、悪かった点など変化はありますか。

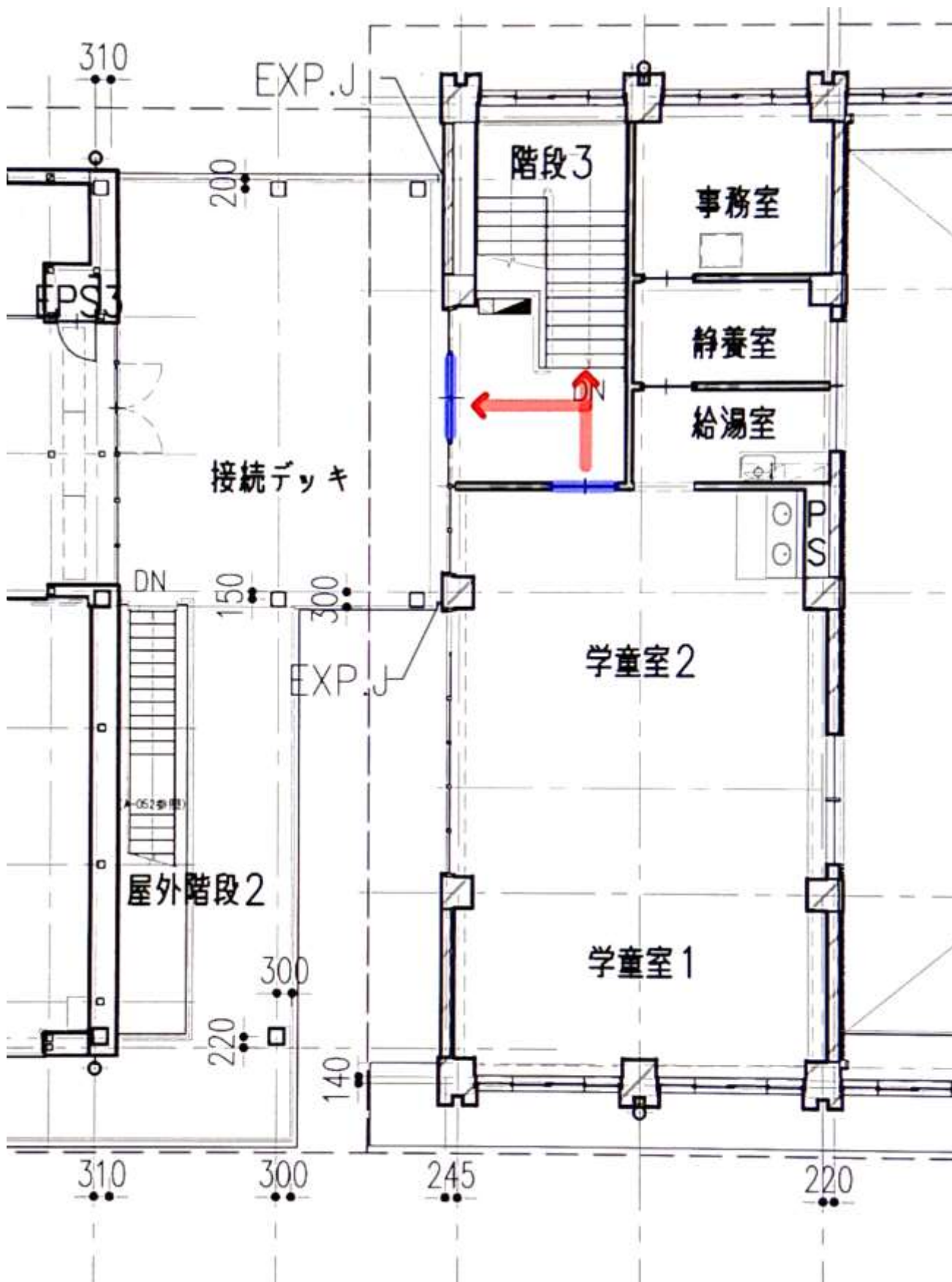
- ⑱ 11月24日の報道で、恵那市では食料品などの値上げが相次ぎ、物価高で家計の負担が大きくなっていることから、子育て世帯の支援に向け無償化を決めたとしています。中津川市の子育て世帯も支援を求めていると思いますが考えを伺います。

令和4年度、中津川市の出生数は362人、平成元年度の出生数は856人と、比較すると半数以下です。少子化どころか、子どもを産み育てる世代の数そのものが減少しており、少子化対策をこれ以上遅らせることはできません。少子化問題において、リニアの完成を待つ余裕はありません。

- ⑳ 現在のこの状況を、青山市長はどのように考えているのか聞かせて下さい。

- 21 出来得る限りの更なる少子化対策を行っていくべきかと思いますが、具体的な対策をお考えでしたらお聞かせください。

資料1、福岡学童保育所



一般質問要旨

宮 嶋 寿 明

1. 国土調査事業について

現在、登記所において管理されている地図や図面の半分は、明治時代の地租改正のときに作られた地図に基づくもので、境界や形状が現在と異なる場合があります。また登記簿に記載された土地の面積も正確さを欠いているのが現状です。最近では、自然災害が激甚・頻発化し、また人口減少に伴う相続での譲受人の土地境界線の問題などが懸念され、適正な土地の利用・管理の確保がこれまで以上に求められています。その為、基礎データを整備する観点からも、土地の境界を明確にする地籍調査の推進が一層重要になっていると考えます。中津川市の国土調査事業の進捗率は令和4年度末で44.50%となっており、平成29年度末からの5年間で0.78%の進捗、一年間の平均進捗率は約0.16%となっています。このままの状況で進捗しますと、相当な年月がかかると予想されます。今後、相続での譲受人が一層増えることが予測され、土地の利害関係者間のトラブルが多くなることは必然のことと考えます。また地籍調査は、災害からの早期復旧などの様々な効果を発揮し、市民への影響が大きいと考えますので、現在の状況と今後の計画についてお伺いします。

(1) 現在の進捗状況について

各地区の令和4年度末進捗率については、9月定例会の予算決算委員会で報告を受けており、中津地区9.18%、坂下地区90.50%、加子母地区71.55%、付知地区95.86%、福岡地区30.91%、蛭川地区59.23%、山口地区と川上地区は完了となっています。

- ① 調べてみますと山口地区は99.63%、川上地区は85.79%で完了となっていますが、その理由をお伺いします。
- ② 土地所有者の現地立会いが必要だと思いますが、所有者が遠隔地居住の場合の対応についてお伺いします。
- ③ 土地所有者が所在不明の場合の対応についてお伺いします。

- ④ 土地所有者による境界確認について、所有者間の合意が得られない場合の対応についてお伺いします。
- ⑤ 口約束で譲渡が行われた土地の場合、地籍調査での対応についてお伺いします。
- ⑥ 地籍調査を実施していない土地で災害が起きた場合、復旧に際しての境界線の確認についてお伺いします。
- ⑦ 地籍調査の結果、市道などの一部が私有地となっている場合の対応についてお伺いします。
- ⑧ 土地所有面積が変更となる場合があると思いますが、課税関係の対応についてお伺いします。

(2) 今後の計画について

- ① 地籍調査の必要性と効果についてお伺いします。
- ② その必要性と効果のある地籍調査の進捗率に地区格差が生じています。特に、中津地区・福岡地区の進捗率が低調になっていますが、この状況について、どうお考えかお伺いします。
- ③ また、地区格差の是正についてのお考えをお伺いします。
- ④ 令和5年度の各地区の取組み状況をお伺いします。
- ⑤ 第7次国土調査十箇年計画では令和11年度までの調査地区が決まっていると思いますが、各地区の予定をお伺いします。
- ⑥ 迅速な地籍調査を行うための方策についてお伺いします。

令和5年12月定例会
一般質問要旨

令和5年11月28日
6番 糸魚川 伸一

1. アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）について

先日、市の主催で行われた「アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）」と題された地域保健医療福祉講演会に出席をさせていただきました。アドバンス・ケア・プランニングとは、将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にそのご家族や近しい人や医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みのことで、多くの人に知ってもらえるよう人生会議と愛称がつけられています。人は自分の命に危険が迫った状態になると、約4分の3の人はこれからの治療やケアなどについて自分で決めたり、人に伝えたりすることができなくなってしまうそうです。そのため元気なうちに自分のもしもの時に備えて治療等の方針について、託す人に意向を伝えておくことが大切であるとのことでした。

自分のもしもの時に自分が望む対応（処置）をしてもらえることは自分の望む死を迎えられることであり、また、親などにとっても同様のこととなります。人生会議は命の尊厳を守るうえでとても重要なものであると考えます。しかし、こうした重要な人生会議の認知度について、令和4年から令和5年にかけて厚生労働省が行った意識調査では、「よく知っている」と回答した人は5.9%、「聞いたことはあるがよく知らない」と回答した人は21.5%と、知って見える人は少ないという結果でした。

- ① 当市においてアドバンス・ケア・プランニング（人生会議）についての講演会を開催されたことは当市としてその重要性を認め、普及啓発活動の一環として行われたものと思います。人生会議について当市の考えと、実際に市民の皆さんが人生会議を進めるうえでどういったところが大切だとお考えかご見解を伺います。
- ② 現状、市民が人生会議についての情報に触れる機会が少なく、知らないということが問題であり、どう訴えていくかが課題であると考えます。人生会議について、高齢者に限らず、親などの要望を受け入れる若い世代まで

幅広く市民に知ってもらうことが大切であると思います。人生会議についてこれからの普及啓発の進め方について伺います。

- ③ 人生の最終段階での治療等について話し合う機会として、現実的なところでは自分や身近な家族などの病気や入院があると思います。人生会議をすすめるうえで医療従事者の存在はなくてはならず、人生会議についてよく知っておいていただくことは必須であると思います。市民病院や各地域の診療所における、医療従事者の人生会議についての普及啓発について伺います。

親の自発的な意思表示はもちろん、子ども側から親の意向を引き出そうとする場合でも、人生会議について多くの市民が知らない中で、実際に意思表示に結びつけていくきっかけづくりが大切だと考えます。

- ④ 人生会議を開く（家族等で話し合う）機会があるとしても、具体的にどういった話をしておかねばならないのか漠然としてしまい、肝心のポイントがずれたり、なくなってしまうということがあるのではないかと思います。それではせっかくの機会がもったいないことになります。そうしたことがないように人生会議についてのツールを市で作成してはどうかと考えます。また、そうしたツールがあることで、家族間で話し合えるきっかけづくりにもなると思います。健康保険の切り替えなど人生のライフイベントで配布し啓発することも可能だと考えます。人生会議のツール作成を検討してはどうかと考えますがご見解を伺います。

2. エンディングサポート事業について

65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超えると超高齢化社会と言われますが、当市においてはこの高齢化率が令和4年時点で33.3%と高い状況で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年が目前となる中、今後さらに上昇するものと考えられます。また、単身高齢者は全国的に増えており、さらに増える見込みです。当市の高齢単身世帯は令和2年時点で3,338世帯（岐阜県環境生活部統計課の統計からみた中津川市の現状：参照）で、この20年で倍増しています。当市では年間概ね1,000名の方がお亡くなりになりますが、頼れる人がなく、また、亡くなった後遺体を引き取る人がいなければ、無縁遺骨となります。

- ① 墓地、埋葬等に関する法律第9条では、「死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき、又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」とあります。親族が見つからず直葬（葬儀のない火葬）となる場合、こういったケースがあり、年間どの程度あるか過去5年間について伺います。
- ② 火葬の済んだ遺骨は収骨されることが原則ですが、親族等がみえるにも関わらず何らかの理由があり、遺骨が収骨されず無縁遺骨となることが全国的に増えていると伺います。このように遺骨が収骨されないケースは当市でどのように対応をし、また、年間どの程度あるか過去5年間について伺います。

誰もが避けて通れない死ではありますが、かつては死を語ることが忌み嫌われ触れてはいけないものといった感じがありました。しかし、近年超高齢化社会となりそれが一変しました。核家族化、また、人とのつながりが希薄化する中で、来たるべき死について生前中の意向を残す終活がとても重要となってきました。

エンディングノートというものがあります。エンディングノートとは、人生の最期を迎えるための準備として、自分の老後や亡くなったときに備え、お葬式やお墓、遺言、相続などの事柄に関する希望を書きとどめ残しておくものです。遺言書と違い法的効力はありませんが、個人の生前中の意向を示すうえで大切なものとなります。個人でエンディングノートを作成しようとする時、何を書き残しておかなければいけないのかわからず、必要な項目が漏れてしまう可能性があると思います。また、作成の必要性を感じてはいるものの、漠然としたところから作成に躊躇してしまうことがあるのではないのでしょうか。例えば岐阜市をはじめエンディングノートを市で作成し、市民に配布している自治体があります。書き方などのガイダンスがあると作成しやすいということがあり、また、市としてもそのガイダンスに基づき助言をすることが可能ではないのでしょうか。エンディングノートが作成されていることで、ご本人の意向に沿った対応ができることはもちろん、葬儀用にお金を残してみえたにもかかわらずその存在がわからないということもなく、また、対応する市職員の負担を減らすこともできると考えます。

- ③ エンディングノートを作成し、配布してはどうかと考えますがご見解を伺います。

人生100年時代と言われる現代にあって、人生の最期をどのように過ごすかは多くの人に関心があり、誰でも安心して穏やかに老後を過ごしたいと考えるものだと思います。しかし、身寄りのないひとり暮らしの独居の方では亡くなった後のことが心配で、不安でみえるものと思います。名古屋市では年齢や収入などいくつかの条件を満たし、契約時に預託金を預ける必要がありますが、身寄りのない独居の高齢者が、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らすことができるよう、葬儀及び納骨、家財処分、役所の手続き等を死後に代行してもらえる「あんしんエンディングサポート事業」を行っています。また、神奈川県横須賀市では葬儀社と官民連携で先進的なエンディングサポート事業を行っています。このような仕組みがあることで、ひとり暮らしで身寄りのない市民の方の不安を解消することができるものと考えます。市民の一生を考える時、当市では出産・育児・教育・生活困窮、また、包括的に等と人生のさまざまなライフステージで支援を受けられるようになっております。中津川市に住んで良かったと安心して生活できる体制が整ってきております。そうした中、人生の最後をどのようにサポートしていくか、もう一步踏み込んだ支援があっても良いのではないかと考えます。

- ④ 身寄りもなく生活に余裕のない高齢者が人生の最期を穏やかに安心して過ごしていただけるよう、エンディングサポート事業を当市でも進めてみてはどうかと考えます。ご見解を伺います。

3. 带状疱疹ワクチン接種の費用助成について

令和4年6月定例会にて、带状疱疹のワクチン接種の費用助成について質問をさせていただきました。その後も市民の方から带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお声をいただきました。前回質問をして以来一年以上が経過し、この度二度目の質問をさせていただくこととしました。

厚生労働省の資料によると、带状疱疹は50歳以上になると発症率が急増し、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推定されています。また、近年ではあまり発症しないとされてきた20代や30代の世代での発症が増えております。平成26年、1歳から3歳の子どもを対象とした水ぼうそうの予防接種が努力義務となりました。それにより、子どもの水ぼうそうの発症が15分の1にまで減少し、子どもの水ぼうそうを介してのブースター効果が得られなくなりました。带状疱疹の発症が増加傾向にある理由にはこうしたこともある

ようです。

個人差はあるようですが、帯状疱疹を発症するとひどい場合には、下着が触れるだけでも痛く、夜も眠れないとのことでもあります。さらには帯状疱疹が神経痛へ移行すると、長期間に渡って痛く辛い思いをすることとなります。実際に私の周りでも、帯状疱疹後神経痛の合併症を患われた方がいらっしゃいます。また、さらにひどい場合には、顔面神経マヒ、失明、難聴になることもあります。こうした結果、仕事に行けない、外出できない、眠れない、うつ症状になるなど日常生活に影響が及ぶことが心配されます。

帯状疱疹は50歳以降ワクチンを接種することにより予防が可能です。帯状疱疹ワクチンの有効性や安全性等については、つい先日令和5年11月9日厚生労働省より「帯状疱疹ワクチンについて」の発表がありました。帯状疱疹には限りませんが、ワクチン接種は高額になるケースが多く見られます。ワクチンを打たず発症された方からは、あれだけ辛い思いをするぐらいだったら、また、家族にも迷惑をかけたので、費用が高くてもワクチンを接種しておくべきだったとの声をお聞きします。

- ① 帯状疱疹ワクチンの接種について、国の定期接種化への動きも感じられますが、まだ先の話になりそうです。健康で幸せに生きたいと願う気持ちは誰もが同じです。帯状疱疹そのものは直接命に関わるものではないかもしれませんが、80歳までの発症率、また、長期間の疼痛、QOL（生活の質）の低下、神経系統の合併症発症のリスクなどを鑑み、市としてワクチン接種に費用助成を行うことで、ワクチン接種を受けやすくし、つらい思いをされる方をひとりでも減らせられたらと思います。ご見解を伺います。

1. ごみ処理の広域化について

現在の中津川市環境センターは、その処理能力が98t/日のガス化溶融炉で平成16年(2004年)4月竣工、また最終処分場は、処理能力73,167m³で、同じ平成16年11月に竣工しています。どちらもすでに19年が経過しました。これらの施設が建設される際には、市民の方が、処理場の延命も関心をもって、ごみ処理の方法やごみ減量、分別処理に大変関心をもってごみの組成の調査や、コンポストの実行など積極的に取り組まれていたことを思い出します。

中津川市はこれまでも、近いところでは計画期間を令和2年4月1日から令和8年3月31日までとする「中津川市 循環型社会形成推進地域計画（第3期）」（令和元年12月）や、平成12年3月に策定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を見直し、計画期間を令和2年度から令和16年度までとする「一般廃棄物処理基本計画」（令和2年3月）を策定しています。この計画においては、令和5年度にごみ処理手数料の効果検証、令和6年度に第1中間目標年次、令和11年度に第2次中間目標年次、令和16年度が最終目標年次となっています。ここにはこれまでのごみ排出量の実績や見込み量も示されています。

市民の方でも、令和3年3月に中津川市区長会連合会が市ともに「ゼロカーボンシティ共同宣言」をしています。

以下、「一般廃棄物処理基本計画」（令和2年3月）概要版より引用します。





6. 将来の目標

区 分	実績値 2018 (H30)	第1 中間目標値 2024 (R6)	第2 中間目標値 2029 (R11)	最終目標値 2034 (R16)
年間排出量	27,617 t	26,130 t 以下 (H30比 -5%)	24,478 t 以下 (H30比 -11%)	22,757 t 以下 (H30比 -18%)
生活系ごみ 年間排出量	20,709 t	19,217 t 以下 (H30比 -7%)	17,663 t 以下 (H30比 -15%)	16,063 t 以下 (H30比 -22%)
事業系ごみ 年間排出量	6,908 t	6,913 t 以下 (H30比 +0.1%)	6,815 t 以下 (H30比 -1%)	6,694 t 以下 (H30比 -3%)
1人1日あたり 排出量	964 g	972 g 以下	967 g 以下	966 g 以下
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	583 g	548 g 以下	511 g 以下	475 g 以下
再生利用率	17.4%	20.2%以上	22.5%以上	24.7%以上
年間最終処分量	2,354 t	2,053 t 以下 (H30比 -13%)	1,837 t 以下 (H30比 -22%)	1,613 t 以下 (H30比 -31%)

「中津川市の環境 令和4年度版（令和3年度実績）」の中でも、ごみ排出量の実績など記載されています。また最終処分場については、処理実績量とともに「2005年から、供用開始した最終処分場（73,136 m³）は、令和3年度末現在残余容量は36,684 m³・残余年数は12年であり、2033年度には一杯となる計算です。」との記載があります。

ここでもごみ排出量の実績の表など一部引用します。

ごみ排出量

(単位：t)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系ごみ	20,290	18,458	17,654	17,967	18,339	18,050
燃えるごみ	15,829	15,621	14,448	14,606	14,382	14,404
燃えないごみ	808	845	806	840	980	848
大型ごみ	2,815	1,036	1,459	1,610	1,945	1,851
資源ごみ	838	956	946	911	1,032	947
事業系ごみ	6,823	6,826	6,908	6,960	6,371	6,528
燃えるごみ	6,365	6,331	6,350	6,222	5,633	5,650
燃えないごみ	77	81	106	92	80	74
大型ごみ	381	414	452	646	658	804
小計(集団回収を除く総ごみ量)	27,113	25,284	24,562	24,927	24,710	24,578
集団回収	3,290	3,431	3,061	2,929	2,238	2,222
ごみ排出量	30,403	28,715	27,623	27,856	26,948	26,800
人口(人)	78,319	77,579	76,871	76,284	76,658	75,622

※各年度10月1日現在人口

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」、令和3年度は、速報値

市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総排出量	中津川	1,064	1,014	984	996	963	971
	岐阜県	892	892	891	894	878	—
	全国	925	920	919	918	901	—
家庭系 (集団回収含む)	中津川	825	773	738	747	735	734
	岐阜県	635	632	626	624	627	—
	全国	646	641	638	638	649	—
事業系	中津川	239	241	246	249	228	237
	岐阜県	257	260	265	270	251	—
	全国	278	279	280	280	252	—

②ごみ処理経費

中津川市における一般廃棄物の処理に要した経費（建設改良費を除く。）は、令和3年度は1,093,119千円でした。一人あたりに換算すると14,455円、1kgあたり44.5円でした。

ごみ処理事業経費（建設改良費を除く）の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ処理経費(千円)		1,095,611	1,069,402	1,068,750	1,109,589	1,093,119
一人当たりの 経費(円)	市	14,123	13,912	14,010	14,475	14,455
	県	14,060	13,792	13,769	13,087	—
	全国	12,643	13,082	13,161	12,429	—
1kg当たりの処理経費 (集団回収除く)		43.3円/kg	43.5円/kg	42.9円/kg	45.0円/kg	44.5円/kg

出典：環境省「一般廃棄物実態調査」

⑤最終処分場について

令和3年度の最終処分量は2,408 t、1人1日当たりの最終処分量は87gでした。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終処分量 (t)		2,503	2,356	2,424	2,444	2,408
1人1日当 たりの最終 処分量 (g)	市	88	84	87	87	87
	県	68	69	68	68	-
	全国	83	83	82	79	-

2005年から、供用開始した最終処分場（73,136 m³）は、令和3年度末現在残余容量は36,684 m³・残余年数は12年であり、2033年度には一杯となる計算です。

「中津川市の環境 令和4年度版（令和3年度実績）」の第2章の締めには、2022年3月28日に、中津川・恵那の両市にて「中津川市・恵那市ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結したとの記載がありました。

その協定内容を市のホームページでみると

- （1）一般廃棄物処理施設、中継施設、最終処分場及び付帯施設の建設、管理運営について協議する
- （2）新ごみ処理施設の一般廃棄物処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。
- （3）新ごみ処理施設の稼働目標年度は、令和15年度を目途とする。
- （4）本合意書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、構成団体で協議の上、決定する。

となっています。

以上を踏まえ以下の質問をします。

- ① 中津川市環境センターの建設当ても、最終処分場使用期限について市民の間でも話題となり、そのためのゴミ減量は必要で、ごみ処理計画もこれまで中津川市としても丁寧にとってきていると思っています。建設当時は、使用期限をいつまでと予測していましたか。
- ② 令和4年度のごみ排出量の実績等と最終処分場の実績を「中津川市の環境令和4年度版」の項目に合わせて教えてください。
- ③ 前述したように、中津川市は今までも様々ごみ減量の計画等を作ってきています。総量で見ると減少してきていますが、人口減少を考慮すると、現在までにその効果をどのようにとらえていますか。
- ④ 市民1人1日当たりのごみ排出量をみてみると、中津川市は、県や全国と比べると多いのを見て取れます。特に家庭ごみは多いです。その理由をどのようにみていますか。
- ⑤ 今までも一般質問でごみの減量対策等が質問されています。広域化となり新しい処理場ができたとしても、ごみの減量には今まで以上に取り組んでいかなければならないと思いますが、市としてはどう考えていますか。
- ⑥ 令和5年度にごみ処理手数料の効果検証とありますが、今現在、すでに効果の検証は

完了しましたか。

- ⑦ 最終処分場の稼働期限が令和14年とありますが、それは、その時点で容量に全く余裕がないということですか。
- ⑧ 以前は、「廃棄物は区内処理」という考え方が主流だったと思いますが、今回のように広域化になってきたのはなぜですか。
- ⑨ 令和3年12月8日に中津川・恵那広域行政推進協議会において、ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書（案）について協議し承認されたということですが、そこに至るまでの経緯を教えてください。
- ⑩ 2022年3月28日に「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結した後は、現在までにどのような動きがありましたか。
- ⑪ 一般的に、ごみ処理場や最終処分場は、迷惑施設として用地の選定が難しいこともあります。用地の選定についてはどのように進んでいますか。
- ⑫ 令和15年の稼働を目途として、用地の決定はいつまでにしなければいけませんか。
- ⑬ 稼働に向けてこれからの予定について教えてください。
- ⑭ 広域化ということで、距離やその他の利便性において不安を感じる市民の方もみえると思います。しかし、今の最終処分場の状況では、ある意味待ったなしの状況だと思います。この現状を理解していただき、なおかつ広域化選択に対しても理解していただくには、現在までの経過や今後の予定やその都度丁寧な情報を発信することで市民に理解していただかなければならないと思います。また一方では市民の声をしっかりと聞いてほしいと思います。市としてはその点をどう考えてどう対応していきますか。

2. 坂下診療所の民営化について

坂下診療所の民営化については、今までに議会の一般質問でも多く取り上げられてきています。しかしながら今までは、民営化の相手との交渉の途中でもあるなどで、市民がその民営化の様子を詳しく知る状態ではありませんでした。ところが11月27日(月)の岐阜新聞で「坂下診療所 民営化難航」のタイトルがありました。中津川市と医師会が病床数めぐり対立との記載もあります。中津川市民病院が病診連携をすすめるためにも、医師会との対立は避けた方がいいと思います。一方、今12月議会で中津川市民病院の病床44床削減の条例改正が議案となってきています。記事を見て、中津川市民病院の今後に危機を感じた方もみえました。

以下の質問をします。

- ① 坂下診療所の民営化については、医療法人純正会とどこまで話が進んでいますか。基本合意書の内容はどのようなものか、教えてください。
- ② 9月議会で、坂下診療所の用地12,102㎡（4名 8筆）購入費用として、160,957千円が可決されています。今後も残りの土地を取得していくのだと思いますが、取得の目途は立っていますか。
- ③ 民営化にあたり建物は無償譲渡だと聞いています。土地は、法人に売却するのですか。もしくは貸与ですか。売却もしくは貸与の場合の条件等はどうなっていますか。
- ④ 令和5年7月14日に開催された令和5年度第1回東濃圏域地域医療構想等調整会議では、議論が難航しているとあります。その後も同様な会議はありましたか。もしくは、今後予定がありますか。
- ⑤ 今回の記事については、坂下地域の住民でなくとも関心があり、中津川市民病院の存続に危機感を持つ方もみえます。今後、市民への説明や情報公開をどのように考えていますか。

私たち市民にとっては日常であり、当たり前なことかもしれませんが、中津川市は自然豊かな中山間地域であり、農地と山林が広がる光景が素晴らしい地域です。

また、都会では探しても出会えないような素晴らしい緑と空気と水に満たされており、住宅街や市街地よりも山林や農地が圧倒的に広い、本当に美しい「まち」です。

都会の人々が羨ましがる景色が広がるまちです。実際に、日々多くの人々が観光や行楽に訪れていて、市内の国道には多くの県外ナンバーの自動車が常に走っています。

毎日、私たち市民が当たり前のように見て生活している景色ですが、この素晴らしい景色を生み出す中津川の自然の中で、農業と林業という産業が支えている目に見えない功績は絶大であり、切り離せないものです。

令和4年3月には「中津川市農業振興ビジョン」が策定され、約4,000ヘクタールという広大な田んぼや畑、農地面積を有する中津川市の農業振興に市としても大変ご努力いただいておりますことに感謝申し上げます。また、実際に農業に関わっておられる人々の中には、農地を守るために多くの方々が様々な努力、工夫をされながら暮らしているのも事実です。この度は農業に着目して質問させていただきます。

1 農業振興について

(1) 農業政策の必要性について

全国的に見て、今の日本の農業をがんばって支えているのは、ご高齢の方々が多くを占めています。農林水産省の発表によりますと令和5年度の農業従事者の平均年齢は68.4歳で、年齢構成は70歳代の層が一番多いとのことでした。

私の地元でも、その家、その農地の、「最後の住人」となってしまう人が少なくありません。そのような方々にとって、「この先、田んぼ、どうするや？」の話は日常的な話題です。市内全体を見てもそのような方々は少なくないと思います。

しかし、農業に関わりのない方々からしますと、農業に対して補助金や行政支援があることに疑問を持つ方もおられるようです。「儲からない田んぼや畑なんか更地にして企業を誘致して工場やオフィスなど若者が働ける場を増やした方がいいのではないか？」また、「儲からない農業に補助金など支援を続けることは税金の無駄遣いではないか？」というような意見も実際に聞いたことがあります。

そこで、農地を守るために様々な補助金や制度を活用した市の政策についてお伺いさせていただきます。

- ① 中津川市が農地を守るために様々な政策や支援をしていますが、その必要性について、わかりやすく説明していただきたい。

(2) 農地管理の役割分担について

地元では、ある女性（60代）は「うちには田んぼが6反（約0.6ヘクタール）あるが、夫が数年前に亡くなり、トラクター、田植え機、稲刈り機などを操縦することができない。全ての機械は納屋に放置したままメンテナンスもできない。3反は近所の人たちをお願いして作付けしてもらっているが、残りの3反は、パート務めをしながら空いた時間を使って、ひたすら草刈り管理している。採れた米は作業を手伝ってくれた人たちにお礼として差し上げたり、少しは販売したりするが、苗、肥料、農薬、燃料、謝礼代などで相殺されるどころか赤字。時間と労力をかけても自分自身の日当にすらならない。娘たちは市内で働いているが、この家からいずれ巣立っていくだろうし、この先いつまで田んぼを続けられるか不安・・・」というような話も聞きます。また、この女性と似たような状況になっている家庭が増えてきています。

農地を持たない人、農業の経験がない人にとっては、それほど興味のない事かもしれませんが、しかし、先祖代々から受け継いだ農地を守り続けている人たちにとっては日々、本当に悩ましい問題であります。

農地を持っていない方々からすれば、「米を作ることで赤字になるくらいならやめてしまえばいいのでは？」と考える人もおられるかと思えます。しかし、農地を荒らすことは害虫の発生地帯になる、保水力が下がり災害の要因になる可能性もある、景観も悪くなる等々、近隣の農地や住宅に様々な迷惑をかけ悪影響を及ぼすので多少の苦勞があっても、資金が赤字になろうとも簡単に農地を棄てるわけにいかない事情があります。

そこで、農業従事者の年齢や人口等、また、農作物を作付していない農地についてお伺いします。

- ① 中津川市内の農業従事者の平均年齢をお伺いします。
- ② 年代別の農業人口をお伺いします。
- ③ 「遊休農地」という定義を教えてください。
- ④ 遊休農地というのは農地として復旧可能かどうかお伺いします。
- ⑤ 市内の遊休農地の面積はどれくらいかお伺いします。
- ⑥ 作付していないが、直ぐに使える農地（草刈り管理）の面積をお伺いします。

(3) 農地を守るための地域の役割分担について

これまでは農地を家族で代々守ってきたご家庭でも、今後、高齢化、少子化、人口減少などが進む中で、農地を守り続けていくことが困難になってくる家が増えてきます。この問題は過疎化が進む地域においては待ったなしの状況です。早く何とかしなければ、この先10年後、20年後には更に深刻な状況になっていくと思います。

そこで、中津川市の農地を守っていくために、例えば各地域で、だれが？どのように？というような役割分担も必要になってくるかと考えられます。

市民と行政が協力して一体となって、それぞれの地域での農業関係者の役割分担について考えることが必要な時代に入っているかと思います。

- ① 地域の農業関係者の役割分担について何か方策を講じられているかお伺いします。

(4) 国の制度の活用について

戦後の高度成長期と共に小麦の輸入量が増え、学校給食にパンを推奨したことや、日本人の生活様式が欧米化されるに従い、麺類、パスタなどの人気も高まり、小麦の消費量が増え、米の消費量が減っていきました。

米が生産過剰とされ、国による米の生産調整事業（水田の減反政策、米の作付け面積を減らすこと）が1971年から2018年まで約50年に渡り実施されました。少子高齢化が進んでいたタイミングでこの制度が実施されたことは、もしかすると全国的に過疎地域から順に水田の面積が減っていった要因の一つであるかもしれません。

減反政策が進められる中で、平成12年度から中山間地域直接支払制度が始まりました。政府が減反政策（米を減らす）を推奨する中で、農地を耕作放棄しないように農業集落ごとに協定を結ぶことに矛盾を感じたのを覚えています。地元の農家の方たちの中には、私と同じように矛盾を感じて納得できないと意見される方々もおられたことも覚えています。

- ① 「中山間地域直接支払制度」の市の取り組み状況についてお伺いします。
- ② 中山間地域直接支払制度をはじめ、その他、国の様々な制度を組合せながら各地域の活性化と発展に繋げるような取り組みをしておられるかと思いますが、その状況についてお伺いします。

(5) 中津川市の農産物について

将来、リニア開通に伴い多くの人々が中津川を知ることになるかと思います。

そこで、例えば中津川発のブランド農産物の研究開発、または既存の農産品のブランド化など、県、農協、商工観光関係組織、各種団体などと連携協力して挑戦してみるのも可能ではないかと思います。

- ① ブランド農産物の研究開発の取り組みなどを検討されているかどうかお伺いします。

(6) 後継者・担い手の育成について

昔は、農地はその家で代々守り続けてゆくものとして、日本人の多くの農家では当たり前として受け継がれてきましたが、時代の変化とともに、最後の住人となってしまってい

る農家（兼業農家も含めて）が全国的に見ても少なくありません。中津川市内においても農地を守り続けることが個人では限界に来ている家庭、集落が少なくありません。

- ① 今後、中津川市の農業の後継者・担い手たちをどのように育成していくかについてのお考えや取り組みについてお伺いします。

（7）作付けしていない農地の活用について

農地を持っていない人、移住者など、農業経験が無くとも農業に興味のある人は存在すると思います。例えば、農業関係者だけでなく農業未経験の人たちも交えて各地の農業会議や座談会などを行い、中津川市の農業を活性化することで新しい発想・アイデアも生まれるのではないかと考えます。

近年は健康志向やアウトドアブームなどもあり、「自然と共に暮らしたい」という都会の人々が増えています。農地を持っていないが農業に興味がある。農業をやってみたい。という憧れを持っている人々も増えているようです。

中津川市内でも、「農地を持っていないが米や野菜を作ってみたい」という人は居ます。また、市外からの移住を考えている人の中にもそのような夢を持っている方がおられるかもしれません。

しかし、農地を借りるということに対しての敷居が高く、また具体的にどのような手続きをすればよいのかわからず、夢はあるが挑戦する前から諦めてしまっているという人もいるのではないかと思います。

- ① 農地を借りたい人へのアプローチやサポートの方法について何か講じられているかお伺いします。

（8）農業教育について

日本人の主食は「米」です。米を中心とした「和食」が日本の食文化です。海外でも和食は健康によいと評価され、世界中で和食の気が高まっています。

和食を作り出す食材は、日本の国土、自然（山、川、海）、農地です。和食の文化は世界にも同じものは無く、外国人シェフが和食を真似して作っても大変に難しいものです。

和食の文化で特徴的なのは「和え物」です。様々な食材を混ぜる和え物は全てが同じ味になったり、全く別物の味になったりしません。一つ一つの素材の味を損なわず、それぞれの素材が互いの味をしっかりと生かし合い、絶妙に調和しています。そういった素晴らしい食文化を繋いでいくのも子供たちです。

子どものころに食べたもの、体験したことが感性を育て、人格形成に影響します。地域で子供たちをどのように育てていくかを考える中で、農業体験があることは日本の土への愛着・愛情が生まれ、日本の国土に対する尊敬の念を養うことになり、国を愛し、故郷を愛し、自分を愛し、周りの人を大切にできる素晴らしい若者を育てることに必ず繋がると

思います。

- ① 市内の教育機関において、農業教育の具体的な取り組み事例などについてお伺いします。

この本当に美しい、素晴らしい中津川の景色は、子供たちのために、私たち大人の一人一人が自覚をもって、守り、繋いでいかなければならないと思います。

私は、日本の宝は、日本の国土と子供たちだと感じています。

自分の利益だけを考えるような大人になるのではなく、和食の和え物のように、互いに尊重し合い、互いの個性を活かし合える、「優しく、賢く、健康な日本人」を育てていくことが、また、そういう調和のとれた社会、地域、国を構築して次の世代に残していくことが、私たち大人たちの役目だと思います。

海外に行き、日本に帰ってきますと、「日本は素晴らしい国だなあ、特にこの中津川、地元は最高だなあ、世界一いい所だなあ」と感じる方々もおられると思います。私もそう感じます。海外から中津川市への観光客も増えています。本当にこんないい所は世界中どこを探してもありません。子供たちには、子供の頃からぜひその認識をしてもらいたいと思います。その認識を伝えていくのは、この中津川のまちづくりに関わる私たち全ての大人たちの役目だとも思います。

市民と行政が、みんなで一体となって、住む人も、訪れる人も、楽しく、明るく、幸せになれる。世界に誇れる「まち」として発展していくことを心から願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。